

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

給与支払事務集中管理規則の一部を改正する規則

給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第五条第一項中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。